労働組合の評価と今後の課題

連合結成以来二○年で悲願達成

成時の政権交代可能な政治体制の構築 る髙木剛会長の談話を発表した。 心からその意義をかみしめたい」とす という強い願いが、ここに実現した。 日、「結成以来二〇年、諸先輩の連合結 党最大の支持団体である連合は同三一 政権が誕生した。これに対して、民主 公連立政権から民主党中心とした連立 八月三〇日に実施された衆院総選挙 民主党が三〇八議席を獲得し

連合は、政策・制度課題の実現と政権 権交代が実現したことになる。とくに 編劇となったが、二○年の節目で、政 が再編されたのが一九八九年。労戦統 働四団体時代から、連合を軸に労働界 交代を結成以来、二大目標に掲げてき ただけに、一つの目標が達成されたこ 一に当ってのイデオロギー対立を反映 総評、同盟、中立労連、新産別の労 連合と全労連に分かれた形での再

計余曲折を経た連合の政治方針

る「連合の進路」の基本目標の中に「わ 使われた)で確認した綱領的文書であ たため、このときは統一大会の名称が 大会(二年前に民間連合結成が先行し 九八九年一一月二一日の官民統 政権を担いうる新しい政治

> 明記。「政権交代」は連合結成時から 起爆剤的役割を果たす責任がある」と の大きな目標だった。 として、自民党の長期単独政権から、 と使命」の項では、連合の役割と責任 る」とある。また、それに続く「課題 勢力の形成に協力し、 にする健全な議会制民主主義を実現す 「政治の流れを転換するための新たな 政権交代を可能

三年になり、初めて政治方針を策定す 支持・協力関係を結ぶ― 要求、目的と一致する政党、 れる政権・政党を求める③連合の政策、 の勤労国民の政策を座標軸に据えてく 大政党的体制が望ましい②圧倒的多数 交代可能勢力をつくる。究極的には二 る。その柱は、①自民党に代わる政権 指したものだった。その後、 心とする社民リベラル勢力の結集を目 分立状態にあった社会党、民社党を中 先行させ、労働界が触媒となり、依然、 ただし当時は、労働四団体の統合を ーだった。 政治家と 連合は九

本新党と自民党離脱議員で結成した新 援する民社党は、新生党、公明党、日 権を支持する一方、旧同盟系労組が支 た結果、旧総評系労組は自社さ連立政 会・さきがけによる村山内閣が発足し 支持した。しかし翌九四年、自民・社 五五年体制は崩壊し、連合は同政権を 非共産八党派による連立内閣が発足。 同年、細川護煕を首班とする非自民

> 」は解消されることになった。 さらに、九七年末の新進党の自由党、 ら改称)から民主党へ軸足を移した。 労組の多くは社民党 (九六年社会党か 民主党に参加したことから、「股裂き と民主党が大同団結する形で新しい民 議選前に、自由党を除く旧新進党会派 新党友愛などへの分党後、九八年の参 選を前に民主党が結成され、旧総評系 散する時期が続いたが、九六年の衆議 進党に参加したため、連合はいわゆる 主党が結成された。旧民社系もこの新 その後、目まぐるしく政党が離合集 「股裂き状態」に追い込まれる。

ラル労組会議〈旧総評センター〉や友 組織の判断に委ねる」としてきた方針 活動を連合に一本化するため、同年「連 愛会〈旧友愛会議〉)を解消し、 の後継組織(旧総評系の「民主・リベ めた。そして、旧ナショナルセンター を転換。九九年に「民主党基軸」を決 過措置として政党支持について「構成 合政治センター」を設立した。 こうした動向を踏まえて、 連合は経

新政権への期待と関与

改革に当たっては二大政党の実現に欠 役を務めてきた。そして、また、政治 界再編による政権交代を標榜し、触媒 かせない小選挙区制の導入を早くから このように、連合は、結成時から政

越しで、勤労・生活者に基軸を置く政 政権への期待は大きい。 治勢力の結集を訴えてきただけに、 主張。こうした経緯をたどり、 髙木会長は八月三一日の記者会見で

トピックス

挙に係わったという意味では、新政権 との考えを述べた。 相談があればきちんと受け止めたい」 できることがあればしていきたい。押 がスムーズにスタートできるよう協力 係にもあるが、(サポーターとして) 選 と政党は自ずと役割が違い、互いにの 新政権への対応に関しては、「労働組合 しかけ女房役はしないが、協力要請や りを超えてはならない相互不干渉の関

会では、 う機関に、人材の提供などの要請があ みられる。 関与できるよう働きかけていくものと 算の枠組みを決める機関には、 められ、労働側が参加する政府の審議 らの会議で政策の基本的な枠組みが決 たことに、労働界の不満は強い。これ 革会議に労働側代表が参加できなかっ 政権時代の経済財政諮問会議や規制改 れば、前向きに対応する考えだ。自公 議といった政策立案に重要な役割を担 予定している国家戦略局や行政刷新会 がとの留保つきだが、新政権が設置を かった。このため、こうした政策や予 いまのところ、具体的な要請はない 決定内容を追認することが多 連合が

さつで、制度政策課題の実現に向け、 労協の定期大会でも新政権への期待感 が表明された。西原浩一郎議長はあい 選挙直後の九月一日に開かれた金属 39

連携を従来以上に強め、政策実現力を ら、「民主党との政策協議を中心とする 高めていきたい」と語った。 「民間・金属・ものづくり」の観点か

政策協定とマニフェスト

と雇用のセーフティネットの整備」「安 策として、「内需主導型の経済システム 協定には、政権交代によって格差是正 心してくらせる社会保障制度の確立」 への転換」「就労形態による格差の是正 と公正社会を実現させるための重点政 選挙に向けた政策協定を締結している 連合と民主党は七月一六日に衆院総 など九本が盛り込まれた。

権公約として明記されている。 遣」「日雇い派遣」の原則禁止などが政 でまとめた改正案を踏まえ、「製造業派 度による求職者支援」、労働者派遣法 野は「雇用・経済」に多い。たとえば つの約束」に掲げた。連合との政策協 医療」「地域主権」「雇用・経済」を「五 フェスト(政権公約)を発表。「無駄 改正関係では、社民、国民新党と三党 額一○万円の手当つき職業教育訓練制 定で、政権公約として盛り込まれた分 「公共職業訓練の充実」としては、「月 民主党はその後、同二七日にマニ (根絶)」「子育て・教育」「年金・

すとしている。

さらに、マニフェスト ○○円を想定)を設定し、景気に配慮 げの要請を踏まえ、全国最低賃金(八 する」を掲げた。 は同じ賃金を得られる均等待遇を実現 には「性別、正規・非正規にかかわら しつつも、全国平均一〇〇〇円を目指 また、最低賃金の中長期的な引き上 同じ職場で同じ仕事をしている人

環境・産業政策では不一致も

問題など(民主党とは)、すべて一致属労協の大会で西原議長は、「地球環境 て体制を整えたい」と語った。 させるために、今後の政治の流れを見 しているわけではないが、政策を実現 策をどのように調整するかだろう。金 は、民主党の政策と労働側が求める政 れることになる。その際、最大の課題 政策・制度課題を実現するかが、問わ これからは、これをテコにどのように 政権交代を果たした連合にとって、

要望書を民主党に提出した。 党のマニフェストが公開された日に、 非鉄の組合でつくる基幹労連は、民主 速道路無料化だろう。鉄鋼、造船重機、 トに盛り込んだCO2の削減目標と高 徴しているのが、民主党がマニフェス 「地球温暖化対策について」と題する 利害が一致しない政策という面を象

努力することが不可欠である。そのた の検討については、まず具体的な効果 うな結論は回避すること④排出権取引 こと③日本だけが過大な負担を被るよ の主要排出国が参加する枠組みとする となる仕組みを確立すること②すべて よって真に地球上のCO2が削減可能 ①新興国・途上国への技術導入促進に 次期京都議定書の枠組み作りに向けて、 い」と主張。一二月に予定されている 底意味のある取り組みにはなりえな めの枠組みづくりを行わなければ、到 のためには、世界すべての国が等しく が目的とする世界規模での温暖化抑止 げている。しかし、本来これらの目標 五% (○五年比三○%) の削減幅を掲 要請書では、「民主党は九〇年比二

> はしないこと—— に関する詳細を明示し、導入ありきと ―を要望している。

携を図っていきたい」と述べた。 者の意見を十分考慮し、国際的公平性 的政策展開の際には働く者、生活する 党政権への向き合い方について「具体 うならないように、新政権と密接な連 減らなかった、では立つ瀬がない。そ が疲弊し、挙句の果てに二酸化炭素は よって産業発展が阻害され、国民生活 にする必要がある。過度な防止政策に の中で二酸化炭素の削減に有効なもの 純朗委員長が、この問題に対する民主 九月三日に開いた定期大会で、内藤

低下、それに応じて国民への負担増、 な負担を心配する発言が出された。 えられる」(住金連合会) などと、過大 化で生活が悪化・制限されることも考 また働く者の労働条件や雇用環境の悪 めた場合、国内産業の空洞化、競争力 を単純に、排出権の購入なり減産で進 えうる以上の莫大なコストを要する」 その研究開発や実用化には一企業で絶 出削減を図るべく取り組んでいるが、 のエネルギー効率を実現し、CO2排 に対し、「日本の鉄鋼業は世界最高水準 (JFEスチール労連)、「CO2削減 討論でも、民主党のCO2削減目標

民主党代表がCO2排出削減に向けた 地球環境フォーラム」で鳩山由紀夫・ の足かせにもなるとの警鐘を鳴らして せるようなことになれば、民主党自身 間違っても京都議定書の失敗を拡大さ の最重要事項といっても過言ではない 球温暖化対策は、目下の動きのなかで いく必要がある。」などと説明した。 答弁した神津里季生事務局長は、「地 なお、基幹労連は九月七日の「朝日

> 我々の取り組みが反映されたものと受 提』となる」などの発言は「この間の 意が、我が国の国際社会への約束の『前 決意を表明したことを受けて、事務局 国際公約として海外から受けとめられ 標数値だけが一人歩きをし、無条件に 主要国の参加による意欲的な目標の合 長談話を公表した。談話は、「すべての ることは絶対に回避すべきだ」とクギ けとめる」としたうえで、「我が国の目

を持たない人に負担を求めるものであ 表の日に、「高速道路『土日祝五割引・ 申し入れるとしている。 総合交通体系との整合性などを含めて 掲げる二〇一〇年度から段階的に始め る――と批判。そのうえで、民主党が 活交通崩壊を招いている③過度の割引 ス・フェリーなどの経営を脅かし、生 通との公正競争を崩壊させ、鉄道・バ れまでの国の政策に逆行する②公共交 加させ、環境保全や交通事故防止のこ いて、①マイカー利用をいたずらに増 実施に移された高速料金割引制度につ 発表している。こちらは、自公政権で 上限一〇〇〇円等』に対する見解」を する方針に関しても、財源、環境政策 高速道路が通っていない地域の人、車 =税投入は、高速道路を使わない人、 一二年度に高速道路無料化を完全実施 一方、私鉄総連も、マニフェスト発

連合は向こう二年間の新たな運動方針 顕在化するケースは出てくるだろう。 に調整するかが問われることになりそ 実を掲げるが、意見の相違をどのよう で政治活動について「政策協議」の充 このように、政策面で意見の相違が 調査・解析部

Business Labor Trend 2009.10

失業率過去最悪を受け、 厚労省が緊急会議開催

果的に開拓を進める。その際、求職者 総力をあげて求人開拓を行うよう求め 規離職者の発生はピークを過ぎている 保するため、パートや有期雇用の求人 通達した。このほか、求人の総量を確 有力企業に求人提出の要請をするよう の幹部らには、都道府県の経済団体や 求人意欲の引き出しをねらう。労働局 などの情報を事業主に紹介することで を受け入れることで支給される助成金 が高いと思われる企業を絞り込み、効 ケート調査の結果を踏まえ、採用意欲 道府県労働局やハローワークに対し、 程度まで落ち込んでいることから、都 に全力を挙げて取り組むよう指示した。 策を活用しつつ、求人開拓や職業紹介 省ではこれまで行ってきた緊急雇用対 けている。こうした状況を踏まえ、同 の再就職が進まず、 ものの、求人数の伸び悩みから離職者 省は八月三一日、各都道府県の職業安 最悪を記録したことを受け、厚生労働 も積極的に開拓するよう指示した。 定部長を集めて緊急会議を開いた。新 また、有効求人数が前年の三分の二 過去にハローワークが行ったアン 月の完全失業率が五・七%と過去 求職者数が増え続

求人充足率の向上をめざす

と七割弱の求人ニーズが満たされてい 七月時点の求人充足率は三三・八%

> 的にマッチングを行う。このほか、 を提案することで未充足求人との積極 ることなども行う予定だ。 情報誌作成にあたって優先的に掲載す すすめ求人」として掲示したり、 ピックアップし、ハローワーク内で「お 用に結びつく可能性がある求人情報を なく、本人の能力、適性に合った仕事 っては、求職者が希望する求人だけで 率向上にも取り組む。職業紹介にあた 化とあわせて、 ない状況だ。このため、 すでにある求人の充足 求人開拓の強 雇

離職者を訓練へ誘導 雇用保険の受給資格を持たない

ことを決めた。これまで訓練を受けて の利用を呼びかける。 いる間の生活費に不安があり、 生活支援給付」の受給要件を緩和する 額最大一二万円まで支給される「訓練・ からは訓練受講中の生活保障として月 材育成事業を実施している。九月一日 訓練受講の機会を与えるため、緊急人 険の受給資格を持たない離職者に職業 厚生労働省では七月中旬から、雇用保 的に提供することで就職に結びつける。 による職業訓練の情報を求職者に積極 ため、「緊急人材育成・就職支援基金」 失業期間が長期にわたることを防ぐ 極的だった求職者に対し、 同給付金

十分な技能や経験を持っていない離

解説したパンフレットの配布やDVD き方を指導するため、添削コーナーを びつきやすい履歴書、 で実習型訓練の利用を呼びかけていく 型雇用支援事業についても欲しい人材 による講習も行う。 設けるほか、職務経歴書の作成方法を してもキャリアコンサルティングの中 ットを事業主に対してアピールし、求 を確保する可能性が高まるなどのメリ 主に対して月一〇万円を助成する実習 職者を雇い入れ、実習訓練を行う事業 人確保につなげる。また、求職者に対 また、ハローワークでは、就職に結

援策の情報を提供する。 求職者を選定し、積極的にこれらの支 るところだ。各労働局では対象となる や住居・生活支援もあわせて行ってい で住居を失った求職者への再就職支援 支援事業を実施している。さらに離職 セリングなどの支援を行う長期失業者 業者に対しては、民間職業紹介事業者 に委託して、再就職先の開拓、カウン 失業期間が一年以上にわたる長期失

業主に助言するほか、雇用調整助成金

などの助成率引き上げについて周知す

的な知識をもつ障害者専門支援員が事 ため、障害者の雇用管理について専門

速化雇用調整助成金の支給事務の迅

の縮小を余儀なくされても休業や出向 により雇用を維持する企業に支給する 「雇用調整助成金」について、 緊急会議では、景気変動で事業活動 支給事

職務経歴者の書

障害者等への雇用対策 ことを受けたものだ。組織体制や審査 から迅速化を求める声があがっていた い労働局もあり、一部の中小企業など 方法を徹底的に見直すことで対応する

取り組む。法定雇用障害者数への不足 求人提出要請を行うとともに労働局長 推移している状況だ。これを受けて、 で働いている障害者の雇用を維持する よう働きかける。さらに現に企業など らが自ら有力企業に対して求人開拓に 厚生労働省ではさらなる雇用維持・拡 少しつつあるものの、依然高い水準で 人数が多い企業には雇用者数を増やす 大に取り組む。地域の経済団体などへ 九・四%減少している。 障害者の就職件数が前年度に比 解雇者数は減

就職ガイダンスや農林漁業関連の企業 道府県の農政担当部局などと連携し、 る農林漁業での就職を増やすため、都 による合同面接会を開催する。 雇用の受けⅢとして期待され

調査・解析部

Business Labor Trend 2009.10

以降は一カ月以内の支給決定を目指し

は初回の申請から二カ月以内、二回目

ているが、この目標を達成できていな

務の迅

速化を指示した。厚生労働省

トピックス

41

ディペンデント型に関する研究会を厚労省が設

の区別がつきにくい働き方が生まれて 常駐に近い形で就業するいわゆる個人 トラクター)のように、雇用と非雇用 請負型就業者(ディペンデント・コン 自営業者であっても一つの企業と専属 就業者に関する研究会」を立ち上げた。)委託業務契約や請負契約を交わし、 就業形態の多様化が進むなか、個人 厚生労働省は八月二八日、 (労働担当) の招集で「個人請負型 政策統括

究所教授を選出した。 座長に佐藤博樹・東京大学社会科学研 うとともに、施策の方向性について検 クター)に着目し、その実態把握を行 型就業者(ディペンデント・コントラ こうしたなか、同研究会は個人請負 同日開催された第一回では、

(雇用的自営)

分類困難な就業形態 (経済的従属ワーカー) ・フランチャイズオーナー ・プロスポーツ選手、芸能人 出版、広告、マスコミ、 ソフトウエア、ゲーム業界 ・各種代理人、専門家 ・ロ 中間マニ・アーカー

家族従業員·家内労働者

といった問題が指摘されている。

きた。こうした働き方は、既存の制度

や法律の適用から漏れるケースがある

、ィペンデント・コントラクタ

义

(自営的雇用)

最低補償額の低い歩合給労 働者

裁量労働等、時間管理の 緩やかな労働者

マルチブルジョブホルダー

雇用型テレワーカ

NPOスタッフ、労働者協同組合、シルバー人材センター、有償ボランティ

保険外交員

な契約関係にあり、 かしその中には、一つの企業と専属的 ター」などと呼称)が、 ト」「インディペンデント・コントラク 業と請負契約や業務委託契約を結ぶ者 (|フリーランス」「フリーエージェン た働き方として注目されている。 就業形態の多様化に伴い、 主な収入源をその 企業から独立 個人で企 し

雇用契約

(典型雇用)

(非典型雇用)

フルタイム正規労働者

派遣労働者(登録·常用)

構内請負企業の就労者

雇用的な働き方

日雇い労働者

契約計員

カー」 ター」 に、「ディペンデント・コントラク からの独立性に乏しい点を捉えてとく 相手方に依存している者もおり、 同省が昨年度、実施した委託調査に 「雇用的自営」「経済的従属ワー 等と呼ばれる場合がある(図)。

7

は、 よれば、「業務委託契約者の四人に一人 使用従属性において社員的な働

自営的な働き方

(人を雇っている) 経営者

・ 独立契約者 (インディペンデン ・=^ター)

・コントラクター

従来型の自営業主

(資料出所) JIPT 労働政策研究報告書No. 12 「就学形態の多様化と社会労働政策―個人業務委託と NPO 就業を中心として」 社に対し、優越した地位を利用し 大手コンビニエンスストア経営会

雇用・就業形態の類型

偽装自営

処理技術者、各種メンテナンス、講師・ 約者の仕事内容は、配送・運送、 従属性があると考えられる業務委託契 不備・不足が多くみられ、業務委託契 インストラクターといったものが多 方をしている可能性が高 」と指摘。また、「業務委託契約には いる。調査は、「社員と同程度に使用 約者と取引先との間でトラブル い」とみられ

ダー 及びバイクライダーの労働性につ 当するとの見解を示している。 要件を満たす場合は、労働者に該 九月、「バイシクルメッセンジャー るバイク便について、同省は昨年 等を適用せず配送業務に従事させ 請負契約を結び、 ターをめぐっては、 いて」とする通達を発出。一定の ディペンデント・コント 因になっている」という。 (個人事業主)と運送(業務) 例えば公正取引委員会は 労災や雇用保険 例えばライ ・ラク

が結成されている。 ビニオーナーを中心 命令を出し、今年八月には同コン 禁止法に違反しているとして排除 きを加盟店に禁じる行為が、独占 て消費期限の近づいた商品の値引 例えば大手電機メーカ 労働

を行い、

課題があるとすれば、

いかな

子会社 判所は労働者性を否定。同命令も取り 委員会が組合法上の労働者性を認め救 待遇改善を求める団体交渉を会社側に 約労働者 消すなど、さまざまな課題が浮き彫り 済命令を出したのに対し、東京地方裁 申し入れ拒否された案件で、中央労働 になっている。 から修理業務を請け負う委託契 (「代行店」と呼称) らが、

トピックス

学問的蓄積や政策の積重ねを踏まえ ことから、労働者であることを明確に 扱われることにより、当然与えられる 働者が、当該事業者から請負契約や委 拙速は避けるべきとの意見がある。 すべきとの意見や、 けでなく企業にもみられることに留意 れるといった意見も出されている。 保護やルールを設定することが求めら 従属性が高い者については、 ると指摘。また、請負就業でも経済的 し、労働法による保護を図る必要があ べき保護を受けられないケースもある 託契約を締結する個人自営業者として においては、実態上雇用関係にある労 コントラクターに関する報告・提言等 方、経済的に従属する状況は、個人だ このため、 こうしたなか近年、ディペンデント 同研究会ではどのような 制度を見直すなら 何らかの 他

書をまとめる予定だ。

討を重ね、来年二~三月を目途に報告

を講じるべきなのかについて検

調査・解析部

Business Labor Trend 2009.10

者がどういった実態に置かれているか

の把握(ヒアリング・アンケート調査)

残業減でゆとり増も、 先行きに不安-基幹労連調べ

四万九〇〇〇人) いた定期大会で、「総合意識実態調査 つくる基幹労連 (中間報告)」の集計結果を公表した。 造船重機、 は、九月三日から開 (内藤純朗委員長、二 非鉄金属の労組

充足度が増設 加間 的 ゆとりに対する

八%) 度を踏まえた日頃の生活全体に対する 低い水準にとどまった。こうした充足 い半面、「生活の先行き見通し」(二四・ 間やレジャー」(六五・四%)の順で高 は とり感が増加したことが反映して 満足度では、三人に二人が「満足・安 五・九%) や る」と分析している。 心」との回答を寄せた。基幹労連では 「子供の教育」(六五・八%)、「自由時 所定外労働時間の減少で時間的なゆ 「家族とのコミュニケーション」(七 「自分や家族の健康」(六六・二%) れによると、 と「貯蓄水準」(二七・七%)が 「現在の住宅」(七三・八 生活分野の充足度で

場生活のゆとり」も六割前後と、「仕事 で七割を超えたほか、「労働時間」「現在 もおしなべて高い。「職場の安全管理」 定」「仕事のやりがい」の満足度が全体 内容や職場環境はおおむね良好」(同 |業務内容| は七割弱、「作業環境」「職 |職場の雰囲気や人間関係||雇用の安 |方、仕事や職業生活に対する評価

> 労連) 場の要員体制」「会社の将来性」 度は全体で四割台にとどまった。 だった。 L かし、「賃金水準」 0) が満足 |職

|務姿勢や勤続年数に重きを置

重きを置く見方も少なくない。 姿勢や態度、 連する能力が重視される一方で、 や内容、職務遂行能力などの仕事に関 る際の判断材料としては、仕事の成果 職務の内容」(四四・六%)、「勤続年数」 職務遂行能力」(四六・七%)、「仕事・ 勢・態度」(五三・八%)、「身につけた 七%で最も多く、以下、「日頃の勤務姿 すると、「仕事の成果・実績」 目(三つ以内選択)を尋ねた問に着目 賃金水準を決めるにあたっての重要項 (三二・六%) の順。賃金水準を決め そこで、 相対的に満足度の低 勤続年数といった項 が六四・ 心かった 写目に 勤務

れた。務姿勢・ 成果・ 女性は男性以上に「仕事の成果・実績」 二〇代後半や三〇代前半層で「仕事 - 身につけた職務遂行能力」「日頃の勤 これを年齢・性別でみると、 実績」を重視する志向が強く、 態度」を重視する傾向が見ら 0

みると、四〇~五

九

歳層の半数が

家族・住宅手当などの諸手当

はなくして基本賃金に組み込

社業績を反映したものにすべ

一時金は会

むべきである 増減があっても。

「六五歳」と回答

きである

(3)

(4)

(5)

は「六一~六四 たや六〇歳以上

が半数を占

ロセス重視で美績で差をつい けるも 評価 は プ

口実

賃金や人事処遇については、能力や

意見が三 回答が多数派。一時金に対する考え方 お ループ・ っては「過程やプロセス」「チーム・グ ベ 、き」とするものの、 Ď, 果・ 時金は生活費に振り向けられて 安定的に支給されるべき」との 実績に応じてもっと差をつける 班の成果」を重視すべきとの 分 の 二 一近くに その評価に当た 達して いる

六五歳を超えて働くのはき つ

望している。 るを得ない」(三 歳以降の就労を希 三人に二人が六〇 続き働きたい」(一 たくないが働かざ 三・七%)、「働き えば働きたい」(二 歳以降の就労につ 七・八%) など、 いては、「条件が合 ・三%)、「引き このほか、六〇 就労希望年齢を

賃金や人事処遇制度に対する考え方

割前後に過ぎなかった。基幹労連では 働きたいとする組合員は、いずれも一 そこまでは無理だといった現状が表れ 的・家庭的に働けるのか?といったら 11 五歳以降も働きたい組合員は一割し レス社会などといわれるが、実際に六 ている」などと説明している。 「七○歳まで働けるプランとかエイジ ない。現場は体力的・肉体的・ お、 六○代後半や七○歳以降も

Ŧi. 加盟組合員の一割にあ 意識実態の把握が目的。今年五、 調査は組合員の生活や職業に関する 人を対象に実施した(回収率九三・ たる二万四五八 六月、

調査・解析部

家族·住宅手当などの諸手当 はこれまで通り維持すべきだ

-時金は生活費に振り向けら

れており、安定的に支給され

近い計(%) Aの考えに 近い計(%) Α В 賃金や処遇を決める際、職務 成果・実績より職務遂行能力 49.0 遂行能力より成果・重視すべ 49.7 を重視すべきである 賃金や人事処遇は、能力や成 能力や成果・実績に応じた差 果・実績に応じてもっと差をつけるべきだ を今以上につけるべきではな 39.2 59.5 成果・実績のみならず、そこに 評価は、過程やプロセスより 至る過程やプロセスをもっと 重視すべきだ 30.0 68.5 も、成果・実績を重視すべきだ 個人よりチーム·グループ·班 の成果·実績をより重視すべ 評価は、チーム・グループ・班 より個人の成果・実績をより 42.4 56.0 重視すべきである きである 今まで以上に退職金に成果・ 退職金にも成果・実績をより 60.1 38.4 実績を反映させるべきではな -層反映させるべきである

72.1

62.7

るべきだ

35.8

Business Labor Trend 2009.10

精神

か